

答 申

第1 山口県情報公開審査会(以下「審査会」という。)の結論

山口県知事(以下「実施機関」という。)の行った公文書の部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

開示請求をした者(以下「本件請求者」という。)は、平成16年11月2日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例(平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。)第6条の規定により、「平成16年9月9日山土第41号の4開発許可証並びに同許可申請書及びその付属書類」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に該当する公文書として、「平成16年9月9日付け指令山土第41号の4、秋穂町都市計画区域内における開発許可申請書一件」(以下「本件公文書」という。)を特定した。

3 第三者に対する意見聴取

実施機関は、本件公文書に実施機関以外のものに関する情報が記録されているため、平成16年11月5日付けで条例第9条第1項の規定に基づき、本件公文書に情報が記録されている異議申立人に対して意見書提出の機会を付与した。

4 実施機関の処分

実施機関は、平成16年11月26日付けで部分開示の決定(以下「本件処分」という。)を行うとともに、その旨を本件請求者及び意見書提出の機会を付与した異議申立人に通知した。

5 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年12月7日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づく異議申立てとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。

6 執行停止の決定

実施機関は、平成16年12月10日付けで本件処分の執行停止の決定を行い、本件請求者及び異議申立人に通知した。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をする決定の部分の取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 県知事は本件開示理由として、正しく審査した資料であることを掲げているが、正しい審査は県知事の行為として当然の前提条件であり、本件開発審査の内部資料を第三者に開示する理由にならないのではないかと。

本件文書は異議申立人が、本件開発を行うために必要な審査を受けるために本件開発の設計資料等を県に預けたものである。審査を受けるため作成・提出した資料の全てが公文書というのはいかなるものか。これらは一私人が作成した書類であり、完全な公文書とは言えないのではないかと。

都市計画法第46条、第47条に基づいた開発登録簿と土地利用計画図であるならば、公文書として第三者に開示することができる。しかし、申立人が開発審査のために作成し、任意提出した資料は直ちに公文書というのとは相当ではなく、したがって開示することは適当ではない。

- (2) 開示を求めている理由は、本件開発にかかる事業を妨害するための口実を探し粗探しを意図するものであって開示を求める理由自体に正当性を欠いている。

当該開発行為について、余水の排泄についての争いがあり、異議申立人の余水排泄妨害禁止等仮処分申立が認められている。このような経過事情からみても、本公文書閲覧請求は何らかの欠陥とか落ち度を発見して、それをもってさらに流水に関する異議の理由付けとする意図が推認される。

かかる粗探しの閲覧請求は、真摯な意図に基づくものではなく、公文書閲覧請求権を濫用し、逸脱した意図を背景とする閲覧であるというべきであって、かかる閲覧請求が認められるのは相当ではない。

- (3) 本件文書には、プライバシーに関わる文書もあり、社会一般人が他人に知られたくない情報もある。

- (4) 本件のそもそもの発端は、ある日突然、異議申立人会社にある団体の二人の男性が、下流の者の代理人と現れ、水を流すなという威圧を加えたことが始まりである。この団体は、排水とか開発行為などとおおよそ関係のないことを目的とする団体であり、この団体の名称が示されると日本人であれば誰もが一種の恐怖感を覚える団体であり、以後一貫した体制で、異議申立人は下流の方からいろいろな形での攻撃を受けてきた。そういった発端そのものが、文書開示の要求の正当性を疑わ

せるのに十分な事実であり、その点を公開決定に対して十分に配慮していただきたい。

本件請求人の意図が自然の流水を嫌忌して、これを阻止せんとしていることはこれまでの請求の事情、事実の経過からして明白である。しかるところ、知事が公開されようとしている文書の多くは流水に関連するものが主要な部分である。そうすると当初第三者たる男性二人を派遣して流水を阻止しようとした、その延長線上には、何らかの違法な意図に基づく阻止行為が予期される。公開されることによって、開発行為を行おうとする異議申立人の正当な利益を侵害されるおそれが高い。

県は開示できない理由を言えと言われるが、これから将来発生する事件の全てが察知できるわけではない。しかし、本件申請は係争中であることからして、今後、何らかのトラブルが起こる兆しは十分推認できる。自分の家の間取りや内部を他人に披露することは泥棒を喜ばせるだけ。造成工事の内容についても同じことである。

現に本件土地に関わる仮処分によって排水の妨害行為は差し止められている。しかしながら、本案の裁判は残っている。異議申立人の意向を無視して県がこれらの資料を開示することは、火に油を注ぐようなことである。裁判が継続中に、相手に新たな材料を提供すると事件がさらに大きくなり、異議申立人にとって裁判に不利益なものを提供することになる。そういうことが情報公開の名に値するかどうか疑問である。

- (5) 異議申立人は県から開発許可を受けなければ業務することはできない。開発許可申請書を県に提出すれば、その公の機関によって一私人が提出した資料は全てが丸裸（常に開示）にされるおそれがあるのであれば、今後県を信頼してこれらの申請ができなくなる。条例第11条第7号の趣旨からいっても、開示は相当ではない。

第4 実施機関の説明要旨

1 公文書の内容

本件文書は、異議申立人が、都市計画法第29条第1項の規定に基づき作成した開発行為許可申請書で、異議申立人から秋穂町へ提出された後、同町より山口土木建築事務所へ進達され、同所で保有しているものであり、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

2 部分開示とした理由

非開示とした情報は、条例第11条第2号の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるもので、同号のイから二の何れにも該当しないもの並びに条例第11条第3号の法人等情報（法人に関する内部管理情報）であって、公

開することにより当該法人に不利益を与えるおそれがあるもので、同号のイから八の何れにも該当しないものである。これら以外の部分については、条例第11条各号に規定する非開示とすべき情報を含んでおらず、これを開示しても、実質的に異議申立人に対して不利益を与えるおそれはないと思料されるため開示を決定した。

なお、申請者の申告書、工事施工者の申告書において開示を決定した部分については、宅地建物取引業法及び建設業法により閲覧が可能な情報である。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可書の写し及びその審査関係資料等並びに異議申立人が作成した開発行為許可申請書及びその付属資料（以下「開発許可申請書」という。）であり、別紙1に掲げる各文書等から構成されている。

条例は、第2条第2項において、「公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下「文書等」という。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義しており、開発許可申請書は、異議申立人が都市計画法第29条第1項の規定に基づき作成し、異議申立人から秋穂町へ提出された後、同町より山口土木建築事務所へ進達され、実施機関に含まれる同所が審査し、現在保有しているものであり、本件公文書は、条例第2条第2項に規定する公文書に該当することは明らかである。

2 開示請求者について

異議申立人は、本件請求者が開示を求めている理由は、本件開発にかかる事業を妨害するための口実を探す粗探しを意図するものであって、公文書閲覧請求権を濫用したもので、閲覧請求が認められるのは相当ではない旨主張する。

しかし、条例は、何人にも公文書の開示を請求する権利を認めており、このような情報公開制度の趣旨から、その請求理由、使用目的等を実施機関が開示請求者から聴取し、又は調査するようなことは許されない。

したがって、実施機関が開示請求に係る公文書に記録されている情報の開示をするかどうかの決定を行うに当たっては、開示請求者の請求理由、使用目的等によって影響されることはなく、当該公文書に記録されている情報のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、法人に不利益を与えるおそれのあるもの等、

条例第 11 条各号に規定する開示をしないことができる情報に該当するかどうかを客観的かつ合理的に判断し、当該情報に該当しないものについて、開示をする決定を行うのであるから、その決定に係る開示の範囲は、開示請求者によって異なるということとはあり得ないのである。

確かに情報公開制度に内在する制約として、請求者は開示請求によって得た情報を犯罪行為に利用するなど違法な使用や著しく妥当性を欠く使用等、開示請求権を濫用することが許されないことは当然であるが、異議申立人の主張する理由をもって非開示とすることはできないものである。

3 条例第 11 条第 2 号の該当の有無について

(1) 条例第 11 条第 2 号について

条例第 11 条は、同条第 2 号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第 11 条第 2 号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも公開を請求できる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をすることとなっている。

(2) 本件公文書について

実施機関が本件処分で開示することとした情報（以下「本件開示情報」という。）のうち、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものは、「工事着手届」の工事現場管理者の氏名、「申請者の資力及び信用に関する申告書」の役員の職名、氏名、年齢、在社年数、「工事施工者の能力に関する申告書」の技術者略歴の氏名、年齢、資格及び「商業登記簿（履歴事項全部証明書）」の役員の住所、氏名である。

しかし、これらの開示した情報は、建設業法第 13 条及び宅地建物取引業法第 10 条で閲覧できる情報や商業登記法第 10 条で何人も証明書の交付を請求できる

情報であり、条例第11条第2号イに規定する法令等の定めるところにより、何人でも公開を請求できる情報に該当し、開示すべき情報といえることができる。

4 条例第11条第3号の該当の有無について

(1) 条例第11条第3号について

条例第11条は、同条第3号に規定する「法人（国及び独立行政法人等並びに地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第3号イからハに規定する情報については、開示をすることとなっている。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書のうち、次に掲げる情報は異議申立人及び工事施工者（以下、「異議申立人等」という。）の内部管理情報で、公開することにより異議申立人等に不利益を与えるおそれがある情報として、本件開示情報から除かれている。

- ・ 異議申立人等に係る資金計画書、残高証明書、納税証明書、貸借対照表及び損益計算書
- ・ 経過報告書
- ・ 異議申立人の印影
- ・ 申請者の資力及び信用に関する申告書における前年度事業量及び資産総額、前年度納税額、主たる取引金融機関、宅地造成工事等施行経歴
- ・ 異議申立人の定款における「出資の譲渡」、「役員の数」、「選任の方法」、「社長及び代表取締役」、「社員総会」、「事業年度」、「利益金の処分」、「法令委任」の各条項の内容
- ・ 工事施工者の能力に関する申告書における工事施工者の印影、前年度納税額、主たる取引金融機関、宅地造成工事施行経歴

イ 異議申立人は、本件請求人の何らかの違法な意図に基づく阻止行為が予期され、公開されることによって、開発行為を行おうとする異議申立人の正当な利益が侵害されるおそれが高く、また、継続中の裁判において、異議申立人にとって不利益なものを提供することになると主張するが、本号に規定する「不利益を与えるおそれがある」かどうかについては、請求に係る情報の一般的な性質から、客観的に判断されるべきものであり、生産技術上や販売上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報、人事等専ら法人の内部管理情報などが本号に該当す

るものと解される。

当審査会が審査したところでは、本件開示情報にはこのような情報も含まれておらず、本件処分により異議申立人の事業活動等に客観的にみて明らかに不利益を生じさせるようなおそれはないと認められ、異議申立人の主張する何らかの違法な意図に基づく阻止行為が予期される、あるいは裁判に不利益なものを提供することになるという理由をもって、非開示とすることはできない。

さらに付言すれば、本件公文書は許認可関係書類であり、実施機関は許認可が適正に行われているかどうかを対外的に説明すべき責任を有しており、将来、本件開発行為に係る土地が不特定多数の者に分譲されることが予測され、本件開示情報は、実施機関として開示すべき情報と考えられる。

5 条例第11条第7号の該当の有無について

(1) 条例第11条第7号について

条例第11条は、同条第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」を開示しないことができるとしている。

(2) 本件公文書について

開発許可申請書が、条例に規定する公文書に該当することは前述したとおりであり、当該申請書に異議申立人から任意に提供された資料が含まれていたとしても、公文書に該当するものについては、実施機関は、その情報の一般的性質から客観的に判断して、条例第11条各号に規定する開示をしないことができる情報を除き、開示の決定を行うこととなる。本号でいう「県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」に該当するかどうかについては、県の機関の要請を受けて関係当事者から公開しないとの条件で任意に提供された情報については、契約上あるいは信義則上の問題として考慮されるべきであるが、本件公文書である開発行為許可申請書については、非公開を条件に申請者から実施機関に提出されたものとは考えられず、本号には該当しない。仮に申請者が開示を望まない情報が本号に該当するということになれば、実質的な公文書開示の決定権が申請者の意思に委ねられることとなり、このことは条例の原則開示の基本理念に反することになることから、本号の趣旨をこのように解釈することはできない。

6 まとめ

これらのことから判断すると、異議申立人の主張を認めることはできず、実施機関

の条例適用に誤りはないことから、本件処分は相当であるということが出来る。
以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙2のとおり(省略)

別紙1 (対象公文書と実施機関の決定内容)

区分	細区分	開示をしない部分	開示をしない理由(該当条項)
進達文	進達書		
届出書	着手届	申請者の印影	条例第11条第3号に該当
	表題(工事写真帳)		
	着工前写真		
通知書	許可通知書の写し		
許可書	許可書の写し		
決裁文	起案書		
審査表	事前審査表	代理人の氏名	条例第11条第2号に該当
	ファクシミリ送信票	送付先の担当者氏名	条例第11条第2号に該当
設計指針	土木構造物標準設計		
進達文	進達書	連絡先の担当者氏名	条例第11条第2号に該当
許可申請書	許可申請書	申請者の印影	条例第11条第3号に該当
	設計説明書		
	資金計画書	記載内容の全部	条例第11条第3号に該当
	表題(融資証明又は預金残高証明)		
	残高証明書	記載内容の全部	条例第11条第3号に該当
	委任状	代理人の氏名及び印影 申請者の印影	条例第11条第2号に該当 条例第11条第3号に該当
	表題(現況写真)		
	現況写真		
	公共施設管理者との協議経過書		
	表題(公共施設管理者の同意書)		
	公共施設管理者の同意書		
	表題(公共施設管理者との協議)		
	公共施設管理者との協議書		
	境界確認書	申請者の印影	条例第11条第3号に該当
	境界確認確定図	記載内容の全部	条例第11条第2号に該当
	表題(開発行為の同意書)		
	開発区域内等権利者一覧表		
	開発区域外(隣接関係者)等権利者一覧表	・権利の種類、権利者の氏名、同意の有無、備考欄のうち個人に係るもの	条例第11条第2号に該当
	経過報告書	記載内容の全部	条例第11条第2号に該当 条例第11条第3号に該当
	筆界確認書	記載内容の全部	条例第11条第2号に該当
	境界確認確定図	記載内容の全部	条例第11条第2号に該当
	住民票	記載内容の全部	条例第11条第2号に該当
	印鑑登録証明書	記載内容の全部	条例第11条第2号に該当
	同意書	記載内容の全部	条例第11条第2号に該当
	表題(土地登記簿謄本)		
	土地登記簿謄本		
	表題(申請者の資力及び信用に関する申告書)		
	申告書	申告者の印影 前年度事業量及び資産総額 前年度納税額 主たる取引金融機関 宅地造成工事等施工経歴	条例第11条第3号に該当 条例第11条第3号に該当 条例第11条第3号に該当 条例第11条第3号に該当 条例第11条第3号に該当
	商業登記簿謄本		
	納税証明書	記載内容の全部	条例第11条第3号に該当
	貸借対照表及び損益計算書	記載内容の全部	条例第11条第3号に該当
	定款	社員の氏名、住所、及びその出資口数 ・出資の譲渡、役員の数、選任の方法、社長及び代表取締役、社員総会、事業年度、利益金の処分、法令委任 申請者の印影	条例第11条第2号に該当 条例第11条第3号に該当 条例第11条第3号に該当

区分	細区分	開示をしない部分	開示をしない理由(該当条項)
許可申請書	表題(工事施工者の能力に関する申告書)		
	・申告書	・申告者の印影 ・工事施工者の印影 ・前年度納税額 ・主たる取引金融機関 ・技術者略歴のうち在社年数 ・宅地造成工事等施工経歴	条例第11条第3号に該当 条例第11条第3号に該当 条例第11条第3号に該当 条例第11条第3号に該当 条例第11条第2号に該当 条例第11条第3号に該当
	・商業登記簿謄本		
	納税証明書	記載内容の全部	条例第11条第3号に該当
	・貸借対照表及び損益計算書	記載内容の全部	条例第11条第3号に該当
	表題(工程表)		
	・工程表		
	表題(使用材料等)		
	・使用材料等カタログ		
	表題(防火水槽カタログ)		
・防火水槽カタログ			
設計計算書	表題(計算書)		
	・擁壁の詳細設計		
	表題(排水施設流量計算書)		
	・排水施設流量計算書	代理人の氏名	条例第11条第2号に該当
	表題(流末水路下流能力の検討)		
・流末水路下流能力の検討			
図面	開発区域位置図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	開発区域区域図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	現況地番図	設計者の氏名及び印影 ・地権者(個人)の氏名及び持分	条例第11条第2号に該当 条例第11条第2号に該当
	現況図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	公図の写し	設計者の氏名及び印影 ・地権者(個人)の氏名及び持分 ・転写者の氏名	条例第11条第2号に該当 条例第11条第2号に該当 条例第11条第2号に該当
	求積図(開発区域全体)	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	求積図(公共施設)	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	土地利用計画平面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	造成計画平面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	造成区域縦断面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	造成区域横断面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	排水施設計画平面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	排水施設構造図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	流末水路縦断面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	流末水路横断面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	流末水路流域図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	給水施設計画平面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	道路計画縦断面図 標準断面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	がけ及び擁壁の断面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	防災計画平面図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	防止計画構造図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	防火水槽構造図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当
	排水施設計画流域図	設計者の氏名及び印影	条例第11条第2号に該当